1. 小型無人機が飛行する空域における航空機運航に関する考察

航空交通管理領域 ※平林博子,虎谷大地 監視通信領域 河村暁子

1 はじめに

平成27年12月に航空法の改正が施行され てから2年近くが経過し、多くの無人航空機 ユーザーが飛行のルール,飛行可能な空域に ついて認識するようになってきた。無人航空 機の利活用は,関係省庁連絡会議における官 民協議会において,技術開発と環境整備に関 するロードマップが示され^[1],小型無人機の 利用を促進しつつ安全確保をするための制度 作りの検討が進められている。検討において は、制度設計に関しては、利用促進と安全確 保のバランスをとることが重要とされている [2]。しかし、改正航空法により無人航空機と 航空機の飛行範囲がある程度分離されつつあ る一方で, 例外となる飛行は多く存在し, 空 域利用者の安全を確保するためにはいくつも の課題がある。

本稿では、これらの課題のひとつと考えら れる、昨今ドローンと呼ばれるような小型無 人機が飛行する空域での航空機運航について 考察する。空港外の低高度を飛行する航空機 と小型無人機の飛行エリアが競合する可能性 があり、小型無人機の飛行数が増加すれば接 近する確率も高くなる。今後利活用が促進さ れ飛行需要が高まると思われる小型無人機が 飛行するエリアの安全確保のためにも、早急 に取り組まなければならない課題のひとつで ある。

2 改正航空法による許可承認について

改正航空法により,無人航空機が定義され 飛行のルールが整理された。航空法では,無 人航空機の飛行が,有人航空機の飛行,人及 び物件等に影響を及ばさないことを目的に定 められている。

2.1 改正航空法の概要

航空法第2条第22項において無人航空機は 次のように定義されている。 『この法律において「無人航空機」とは,航空の用に供することができる飛行機,回転 翼航空機,滑空機,飛行船その他政令で定 める機器であって構造上人が乗ることがで きないもののうち,遠隔操作又は自動操縦 (プログラムにより自動的に操縦を行うこ とをいう。)により飛行させることができる もの(その重量その他の事由を勘案してそ の飛行により航空機の航行の安全並びに地 上及び水上の人及び物件の安全が損なわれ るおそれがないものとして国土交通省令で 定めるものを除く。)をいう。』

なお、安全が損なわれるおそれがないもの として国土交通省令で定めるものは、航空法 施行規則(以下、「施行規則」とする。)によ り、重量 200 グラム未満とされている。

飛行のルールに関しては,第132条(飛行 の禁止空域),第132条の2(飛行の方法), 及び第132条の3(捜索,救助等のための特 例)に定められており,飛行禁止空域の詳細, 並びに飛行禁止空域における飛行の許可及び 方法の詳細に関しては,施行規則で定められ ている。改正航空法において無人航空機が飛 行する空域及び飛行の方法に関する概要につ いて説明する。

2.1.1 飛行する空域

無人航空機が飛行するにあたり許可を必要 とする空域は,次の通りである。

- (a) 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそ れのある空域
 - ・空港等の周辺の上空の空域
 - ・地表又は水面から150m以上の高さの空
 域
- (b) 人または家屋の密集している地域の上空
 - 国勢調査の結果を受け設定されている人
 口集中地区の上空

-1-

2.1.2 飛行の方法

無人航空機を飛行させる時,国土交通大臣 の承認を受けた場合を除いては次の方法によ り飛行させなければならないとされている。

- ✓ 日中(日の出から日没まで)に飛行させること
- ✓ 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること
- ✓ 第三者又は第三者の物件との間に距離 (30m)を保って飛行させること
- ✓ 祭礼,縁日など多数の人が集まる催し場 所の上空で飛行させないこと
- ✓ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ✓ 無人航空機から物を投下しないこと

上記のように,人・物件等に与える影響の 少ない空域内での日中,目視範囲内飛行が求 められており,それ以外の所で飛行を実施す る必要がある場合は,国土交通大臣の許可等 を必要とするルールである。

2.2 許可承認件数の推移

前節で述べたように,改正航空法により無 人航空機の飛行が整理され、無人航空機を飛 行させるにあたり許可を必要とする空域があ り,また,承認を必要とする飛行方法がある。 改正航空法が施行されてから許可承認の申請 件数は増加傾向にある^[3, 4]。図1に国土交通 省航空局の発表資料から許可承認申請件数の 推移を示す。最近ではひと月で 1,300 件以上 の申請がある状況が続いている。このように 非常に多い申請件数は,改正航空法が認知さ れ,また,無人航空機,特にドローンと呼ば れる小型無人機の利活用が促進されているこ との現れである。一方で、それ程多くの無人 航空機の飛行が、許可を必要とする空域で飛 行し、承認を必要とする飛行方法を行ってい ることであり, 原則分離されている航空機運 航との競合が存在することも現している。

3 有視界飛行方式による飛行

小型無人機が飛行する空域と競合するおそ れのある航空機運航の多くは有視界飛行方式 (VFR: Visual Flight Rules)による飛行である。 第3章ではVFR飛行の概要及び小型無人機と の競合の可能性について航空法の観点から述 べる。

3.1 IFR と VFR について

一般的に航空機の飛行方式は、パイロット 自身で判断するか、または航空管制機関の指 示に従うかの二つの方式がある。空港間を飛 行する旅客機等の多くは、常に管制機関の指 示に従って飛行する計器飛行方式(IFR: Instrument Flight Rules)による飛行を行って いる。管制指示に従って飛行することで安全 が確保されている。一方 VFR 飛行は、十分な 視界を確保した気象状態下でパイロット自身 の判断で飛行する方式である。VFR 飛行では 様々なミッションがあり、また、飛行高度は IFR 飛行より低い高度を巡航高度として飛行 することが多く、空港以外の場所での離着陸 も可能である。

図2にVFRの飛行の目的(ミッション)の 例をいくつか示す。航空救急のためのドクタ ーヘリの飛行,捜索救難飛行,撮影・測量の ための飛行,物資輸送(吊り下げ)飛行,薬 剤散布飛行等,飛行の目的は多岐にわたる。 これらのミッションは低高度を飛行し,ドロ ーンの利活用とも重なっており,空域の競合 の可能性が高い飛行である。

3.2 小型無人機と VFR 機の飛行空域の競合 について(航空法)

航空法においては,必要な航空機運航が規 則に則って飛行可能となるように整理されて いる。まずは無人航空機との競合が考えられ



図1 無人航空機にかかる許可承認申請件数 の推移(国土交通省航空局 JUTM 第1回シ ンポジウム発表資料から^[4]) る航空法上の根拠について整理する。

改正航空法により,無人航空機は空港等の 周辺では許可がなければ飛行できず,基本的 には空港等を離着陸する航空機との間とは飛 行空域が分離されている。一方で,航空機に おいては空港等以外の場所で離着陸が可能で ある。航空法第79条(離着陸の場所)におい て,グライダー以外は空港等において離着陸 する必要があるが,79条ただし書きの許可と して,申請をすることで空港外でも離着陸が 可能である(施行規則第172条の2)。

無人航空機は 150m 以上の高さを飛行する ときも許可が必要である。150m は航空機運 航においては航空法第 81 条の最低安全高度 に該当し,離着陸を除いて国土交通省例で定 める高度(施行規則 174 条)以下で飛行して はならないとされている。しかし,81 条ただ し書きの許可として,申請することで飛行は 可能である(施行規則第 175 条)。

上記のような,離着陸の場所の指定(法第 79条),(飛行の禁止区域での飛行(法第80 条)),最低安全高度以上での飛行(法第81 条),の規定は,航空機の事故,海難その他の 事故に際し捜索又は救助のために行う航行に ついては適用しない特例がある(航空法第81 条の2(捜索または救助のための特例))。施 行規則第176条によれば,捜索,救助を任務 とする航空機(国土交通省,防衛相,都道府 県警察,地方公共団体の消防機関),病院の使 用する救急医療用ヘリコプターで救助を業務 とするものが特例として挙げられている。

飛行計画に関しては航空法第 97 条におい て提出し(計器飛行方式においては提出し承 認を受け)なければならないが,出発地を中 心として半径9キロメートル以内の空域の上 空を飛行し着陸する場合(施行規則第 205 条 の 1)はこの規定が対象外となり,あらかじ め飛行計画を通報することが困難な場合(施 行規則第 205 条の 2,あらかじめ通報する暇 のない場合,通報する手段のない場合)は飛 行開始後の通報も可能である。

このように、改正航空法により一見航空機 と無人航空機の飛行のエリアが分離されるよ うに整理されたが、無人航空機においては許 可を必要とする空域で飛行し、承認を必要と する飛行方法があり,航空機運航においては、 特に VFR 飛行において飛行エリアの競合の 可能性があることが、航空法の観点からも理 解できる。

4 無人航空機・航空機シミュレーター

これまで述べてきたように小型無人機が飛行する空域で無人航空機の飛行頻度が上がる ことで安全が損なわれる可能性がある。国土 交通省の無人航空機にかかる事故等の一覧で は、小型無人機と航空機とが接近して飛行し たケースがすでに報告されている^[5]。将来の



図 2 VFR 飛行による様々なミッション

無人航空機の高需要に備え,低高度の飛行状 況及び電波伝搬状況をコンピューター上で模 擬することで,小型無人機同士及び小型無人 機と航空機の衝突の確率や電波干渉等を算出 するために,現在シミュレーション技術の開 発を行っている^[6,7]。図3にシミュレーター のコンセプトを示す。運動力学を使用し無人 航空機または航空機の運動を,運用シナリオ に合わせ模擬するパーツ,及び電波伝搬状況 をシミュレーションするパーツと大きく二つ のパーツからなり,アウトプットとして,衝 突確率,電波干渉状況などを想定している。

5 VFR 飛行のレーダーデータ解析

VFR 飛行に関してどこの空域をどの程度 どのような飛行しているのか,詳細について は把握されていない。第3章でも述べたよう に航空機は原則飛行計画を提出しなければな らないが,飛行計画から VFR 飛行に関する詳 細について把握することは困難である。さら に,通報する必要のない飛行もあり,また, 特に VFR 飛行に関しては,その飛行の目的か ら飛行経路等の詳細を事前に記述することは 難しい。

電子航法研究所では、今までレーダーデー タ解析等の手法を用いて、IFR 飛行に関する



図 3 無人航空機・航空機シミュレーター のコンセプト

研究を実施してきた。現在,その技術を活用 し,無人航空機・航空機シミュレーターへの 活用も視野にいれて VFR 飛行傾向の分析を 試みている。

5.1 データの重ね合わせ

場外離着陸場やヘリパット等を飛行し比較 的低高度を飛行するヘリコプターの飛行範囲 は、小型無人機の飛行範囲との競合の可能性 が高い。ドクターヘリコプターの動態情報及 び航空局提供のレーダーデータを用いて、 VFR 飛行の傾向分析を実施している。

民間気象情報会社であるウェザーニューズ の機内持ち込み型のヘリコプター動態管理シ ステム「FOSTER-CoPilot」は、機体の位置情 報を遠隔地で一元管理できるシステムである。 FOSTER-CoPilot を搭載した中日本航空のド クターヘリコプターの動態情報を、ウェザー ニューズ及び中日本航空協力のもと研究目的 のために提供を受けている。また、該当する ドクターヘリコプターの飛行範囲を監視可能 であると思われる中部空港事務所のレーダー データを航空局から提供を受けている。

取得可能なレーダーデータから VFR 飛行 を抽出し、比較的低高度を飛行するドクター ヘリコプターの動態情報との重ね合わせを実 施している。図4に重ね合わせのイメージを 示す。レーダーデータにおいてどの程度 VFR 飛行が記録できているのか、また、記録され た内容にどの程度の相違があるのかについて 把握することが目的である。課題としては、 レーダーデータから飛行の識別ができないこ とがあげられる。IFR 飛行においては、レー ダー上での識別が必要となるため,飛行毎に トランスポンダーに設定するレーダー識別の ためのコード (DBC: Discrete Beacon Code) が割り振られる。しかし、VFR 飛行において は、VFR による飛行であるコード(1200 また は1400)が設定されることが多い。覆域内に 複数の VFR 飛行のコードが飛行することも あり、コードからの飛行の識別はできない。 以上のことから,重ね合わせでは、ドクター ヘリコプターの動態情報の中から飛行してい る時刻、座標及び高度情報を抽出し、それぞ れの情報が近いレーダー航跡をドクターヘリ



図 4 レーダーデータとヘリコプター動態 情報の重ね合わせのイメージ

コプターの動態情報と同一の飛行のレーダー 航跡として推測している。現在のところ,約 40のドクターヘリコプターの飛行に関して 同一飛行であると推測できており,今後さら に解析を続ける計画である。

5.2 VFR 飛行の交通密度

VFR 飛行が多く実施される空域 "VFR 飛行 のホットスポット"がどこであるのかを抽出 することは、小型無人機の運航の安全だけで はなく、他のスカイスポーツ等にとっても空 域の運用の特性を把握するためにも有益であ る。もう一つの試みとして、空域あたりの VFR 飛行の交通密度についてカラースケー ルで表すことを試みている。図5は中部空港 事務所のレーダーデータから、ある一日の



図5 VFR 飛行の交通密度の例

VFR 飛行と推測される飛行を,緯度経度 0.05 度(緯度幅 3NM,経度幅は緯度により多少異 なる)四方内の飛行密度をカラースケールで 表したものである。VFR 飛行は飛行の目的か ら非定期的なものが多いと考えられ,また, 天候,地形,時間帯,曜日等の影響が大きい。 例えば,地形図や天気図との重ね合わせから, VFR ホットスポットの傾向分析が可能であ ると考えられ,今後も解析を続ける計画であ る。

6 まとめ

小型無人機(ドローン)が飛行する空域と の競合が懸念されている航空機運航として, 空港外の低高度を飛行する航空機が考えられ る。それらの飛行の多くは VFR 飛行であり, 常に管制機関の指示に従って飛行しているわ けではない。小型無人機のミッションのいく つかは VFR 飛行のミッションと重複してい る。さらに,航空法の観点からも小型無人機 と VFR 飛行の競合の可能性が理解できる。

競合する空域における,無人航空機・航空 機の低高度飛行を想定したシミュレーション 技術の開発を行っている。運動力学シミュレ ーション及び電磁波環境シミュレーションの 二つのパーツを組み合わせることで,小型無 人機同士及び小型無人機と航空機の衝突の確 率や電波干渉等を算出することを想定してい る。

電子航法研究所では、今までレーダーデー タ解析等の手法を用いて, IFR 飛行に関する 研究を実施してきた。その技術を活用し, VFR 飛行に関する解析を試みている。一つ目の試 みは、ドクターヘリコプター動態情報とレー ダーデータの重ね合わせである。レーダーデ ータにおいてどの程度 VFR 飛行が記録でき ているのか、また、記録された内容にどの程 度の相違があるのかについて把握することが 目的である。二つ目の試みは、VFR 飛行のホ ットスポット抽出である。VFR 飛行が多く実 施される空域の特定することは、空域の特性 を把握するためにも有益である。VFR 飛行は 飛行の目的から,非定期的なものが多いと考 えられ, また, 天候, 地形, 時間帯, 曜日等 の影響が大きいと考えられることから、今後

は地形図や天気図との重ね合わせを実施する 計画である。

謝辞

ドクターヘリコプターの動態情報提供にご 協力いただきました株式会社ウェザーニュー ズ及び中日本航空株式会社の関係各位,及び レーダーデータを提供くださいました国土交 通省関係各位に感謝いたします。

参考文献

- [1] 小型無人機にかかる環境整備に向けた官 民協議会,"空の産業革命に向けたロード マップ~小型無人機の安全な利活用のた めの技術開発と環境整備~",平成 29 年 5 月 19 日小型無人機にかかる環境整備に向 けた官民協議会決定,平成 29 年 5 月 19 日
- [2] 小型無人機にかかる環境整備に向けた官 民協議会,"小型無人機の安全な飛行の確 保と『空の産業革命』の実現に向けた環境 整備について",平成27年11月13日小 型無人機に関する関係府省庁連絡会議決 定,平成27年11月13日
- [3] 国土交通省ホームページ,"許可・承認を

行った内容の公表,"無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール,平成 30年3月5日閲覧, http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_0000 3.html

- [4] 国土交通省航空局,"改正航空法の概要と 最近の取組,"JUTM 第1回シンポジウム 「人とドローンが共生する未来社会の実 現に向けて」,平成30年2月20日
- [5] 国土交通省ホームページ、"無人航空機による事故等の情報提供、"無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール、平成30年3月5日閲覧、 http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_0000 3.html
- [6]D. Toratani, H. Hirabayashi, and A. Kohmura, "Simulation Techniques for Small Unmanned Aircraft Systems (sUAS) Trajectories including Signal Propagation", EIWAC 2017, EN-A-050, Nov. 2017.
- [7] 虎谷大地,平林博子,河村暁子,"小型無 人航空機と有視界飛行方式へリコプタが 保つべき間隔に関する一考察",日本航空 宇宙学会年会講演会,講演番号 2D02,2018 年4月